

岩手県事務委任及び代決専決規則別表第1に規定する別に定める補助金又は交付金のうち農林水産部に係るもの（平成20年岩手県告示第259号）の一部を次のように改正する。

平成28年12月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前		改正後	
室課名	事業名	室課名	事業名
団体指導課	農業経営安定緊急支援資金利子補給、水産加工経営改善促進資金利子補給、漁業近代化資金利子補給、漁業経営維持安定資金利子補給、定置網復旧支援資金利子補給及び東日本大震災漁業経営復興特別資金利子補給	団体指導課	農業経営安定緊急支援資金利子補給、水産加工経営改善促進資金利子補給、漁業近代化資金利子補給、漁業経営維持安定資金利子補給、定置網復旧支援資金利子補給、 <u>東日本大震災漁業経営復興特別資金利子補給及び水産業共同利用施設災害復旧事業費補助</u>
[略]		[略]	
農産園芸課	経営所得安定対策等推進事業費補助（全県域を活動区域とする団体に係る補助金に限る。）及び未来を担う園芸産地一番星育成事業費補助	農産園芸課	経営所得安定対策等推進事業費補助（全県域を活動区域とする団体に係る補助金に限る。） <u>、岩手県産地パワーアップ事業費補助</u> 及び未来を担う園芸産地一番星育成事業費補助
[略]		[略]	
水産振興課	美しい海環境保全対策活動推進交付金（全県域を活動区域とする団体に係る交付金に限る。）、さけ稚魚購入放流事業費補助（全県域を活動区域とする団体に係る補助金に限る。）、栽培漁業推進対策事業費補助 <u>及び一般社団法人岩手県栽培漁業協会運転資金利子補給等補助</u>	水産振興課	美しい海環境保全対策活動推進交付金（全県域を活動区域とする団体に係る交付金に限る。）、さけ稚魚購入放流事業費補助（全県域を活動区域とする団体に係る補助金に限る。）、栽培漁業推進対策事業費補助 <u>、一般社団法人岩手県栽培漁業協会運転資金利子補給等補助及び水産物生産施設復旧支援事業費補助（全県域を活動区域とする団体に係る補助金に限る。）</u>
[略]		[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。